

平成28年度 西伊豆町教育委員会第6回定例会

- 1 開催日 平成28年11月15日(火) 13:30~13:40
- 2 場所 西伊豆町福祉センター2F 大会議室
- 3 出席者 藤井定男委員長・山本久美子委員・藤井繭子委員
・宮崎文秀委員(教育長) [事務局 高木光一]
- 欠席者 渡邊美成委員(職務代理)
- 4 傍聴者 なし

委員長：それでは、只今から定例会を開催したいと思います。本日の出席委員は4名です。過半数に達していますので、ただ今から平成28年度第6回の定例会を開催いたします。日程1の会議の日程ですが、本日15日、一日限りとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

委員長：日程2の「議事録の承認について」ですが、平成28年9月26日開催の第5回定例会の議事録については、私と山本久美子委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(全員賛成)

委員長：日程3の議事録署名委員ですが、藤井繭子委員をお願いします。

(藤井委員：了解)

委員長：次に議案ですが、日程4の第14号議案の「西伊豆町教育委員会委員長の選任について」についてですが、事務局から説明をお願いします。

高木：地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育長は教育委員長を兼ねることになりましたが、新法の附則第2条第1項において、「法律施行時に在籍している教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。」となっておりますので、教育委員長も従前のおり、旧法第12条第1項並びに西伊豆町教育委員会会議規則第1条の規定に基づき選任するため提案するものであります。旧法第12条の規定では、「教育委員会は委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」とあります。現藤井委員長の任期は平成28年11月30日までとなっておりますので、委員長の選出をお願いしたいと思います。なお、委員長の選出方法ですが、西伊豆町教育委員会会議規則第1条に「委員長の選挙を投票により行うときは、無記名投票によるものとする」という規定があります。まず選挙の方法を決めていただき、選出していただきたいと思います。

委員長：それでは、委員長選挙の方法ですが、投票にしますか。それとも挙手などの方法にしますか。

藤井繭：挙手による多数決でどうでしょうか。

(賛成の意見あり)

委員長：では、選挙の方法は、挙手による多数決とします。

藤井繭：現委員長に引き続きお願いしたいと思いますが、それで決をお願いします。

委員長：では、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手3名)

委員長：過半数を超えていますので、引き続き私が委員長を務めさせていただきます。日程第5、第15号議案「西伊豆町教育委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。事務局から説明願います。

高木：第15号議案の「西伊豆町教育委員長職務代理者の選任について」ですが、現在、渡邊委員が職務代理を務めておりますが、職務代理者の任期については、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び西伊豆町教育委員会会議規則の双方に特段の定めがないため、西伊豆町教育委員会では、新委員長の選任までを任期として取扱いたいと考えておりました。提案理由のとおり、新委員長の選任に伴い、職務代理者も新たに選任したいものがあります。職務代理者の選出方法ですが、西伊豆町教育委員会会議規則第2条に「選任は選挙によるものとする」とあり、その方法については、「委員長の選挙を準用する」とあります。従いまして、委員長選挙と同様に、まず選挙の方法を決めていただき、選出していただきたいと思います。

委員長：それでは、職務代理者選挙の方法ですが、投票にしますか。それとも挙手などの方法にしますか。

教育長：委員長と同様に挙手でどうでしょうか。

(全員賛成)

委員長：では、選挙の方法は、挙手による多数決とします。

藤井繭：引き続き渡邊委員にお願いしたいと思いますが、それで決をお願いします。

委員長：では、渡邊委員を職務代理とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手4名)

委員長：挙手全員ですので、職務代理者は渡邊委員に決定いたしました。以上で本日の議事案件はすべて終了いたしましたので、平成28年度第6回の定例会の方を終了します。皆様お疲れ様でした。